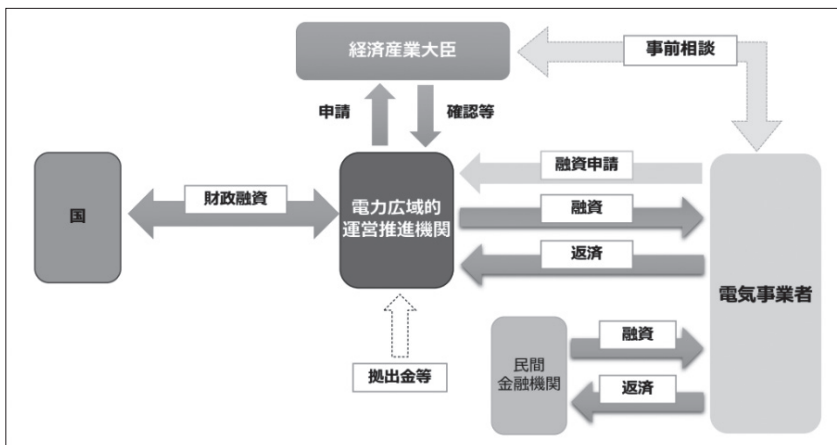


電気事業法改正案、大型電源の新設・改修に 政府が巨額融資を可能に

3月24日、電気事業法改正案が閣議決定された。改正案には「大規模な地域内・地域間送電線の整備の促進や大規模電源の整備の促進等による供給力の確保、電気事業の安定的・持続的発展のための環境整備、太陽電池発電設備等の安全性の向上等に関する措置」が盛り込まれた。問題は大規模電源の整備の促進だ。法律概要資料では、「経済産業大臣が大規模発電事業者の大規模電源の整備計画を認定し、電力広域機関が整備等に必要な資金の貸付けを行う（財政投融資等を活用）。」とある。どのような制度になるのか。

改正案の内容を議論した「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ」の資料や改正案によれば、まず電気事業者は大規模電源（たとえば50万kW、今後政省令で定めるといふ）の建設や回収に関して、経産大臣に事前相談を行ったうえで、計画の認定を受ける。そのうえで、電力広域的運営推進機関（OCCTO）に融資の申請を行う。OCCTOは民間金融機関と協調融資を行う。融資にあたっては複数の民間金融機関からの融資があることを前提とし、融資額については、例えば、総融資額の3割程度など、一定の上限を設けることとするが、資金額が特に巨額となるようなプロジェクトファ

融資制度スキームのイメージ図



イナンス案件等については、案件ごとの特性に応じ、柔軟な上限設定をする必要があるという。またOCCTOには資金がないため、国が財政投融資等によりOCCTOに資金を供給する。仮に融資が返済不能になった場合は一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組を設けるといふ。

この融資制度には多くの問題がある。対象案件は原則10年以上の投資期間（投資時から回収までの期間）の大規模電源なので、火力や原発になるだろう。またOCCTOには案件を審査する能力はない。スキームの構成上、経産省が案件を審査することになるだろう。だが経産省にも融資案件の審査能力はない。案件審査の責任は国にあり、必要な資金も財政投融資を使ってOCCTOに供出される。だが、融資はOCCTOが実施し、焦げ付きリスクは何ら責任のない一般送配電事業者が負わされる。結局、リスクは託送料金に上乗せされて電力消費者、すなわち国民に転嫁される。本来であれば国が責任を負い、損失が発生した場合も、国の責任で対処すべき問題だ。しかしOCCTOを間に置くことで、最終的な負担者は同じなのに、責任を回避しているのだ。財政民主主義の観点からも異様な制度だ。

費用負担も不透明だ。法律案では第二十八条の五

十六の二で「政府は、予算の範囲内において、推進機関に対し（中略）必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる」とあるのみだからだ。「補助」とあるので、資金が国庫に返済されるさえもわからない。

原発推進是非以前の民主主義の問題だ。国会での充実した議論を求めたい。
(松久保 肇)